

平成30年度上半期 保険金等のお支払い状況

平成30年度上半期の保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数およびその内訳をお知らせいたします。

1. 平成30年度上半期 保険金等のお支払状況について

保険金等のお支払件数、お支払非該当件数およびその内訳

	保険金					給付金						合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障害 給付金	その他	合計	
詐欺による取消し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反による解除	0	0	0	0	0	0	32	17	0	9	58	58
重大事由による解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
免責事由に該当	4	0	0	0	4	0	2	2	0	0	4	8
支払事由に非該当	0	0	4	0	4	0	43	426	0	66	535	539
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お支払非該当件数合計	4	0	4	0	8	0	77	445	0	76	598	606
お支払件数合計	39	0	17	45	101	0	18,508	12,744	0	3,626	34,878	34,979

注1) 生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。

※高度障害状態による保険料払込免除については、保険金：高度障害保険金の支払件数に計上しております。

※3大疾病保険料払込免除については、給付金：その他の支払件数に計上しております。

注2) 上表におけるお支払非該当理由のご説明は下表のとおりです。

事由	概要
詐欺による取消し	ご契約のときに、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消しとなります。この場合は、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反による解除	ご契約のときに、故意または重大な過失により告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお支払いいたします。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由があった場合、ご契約を解除することがあります。
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払できない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払できない事由に該当する場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払する事由に該当しない場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。

2. 保険金等のお支払契約ならびにお支払非該当契約の具体的事例について（平成30年度上半期）

【お支払・お支払非該当事例】

事由	種類	事案概要
支払	がん診断給付金	「乳癌」と診断されたお客さまです。がん責任開始日（※）以降に生まれてはじめてのがんと診断確定されたため、がん診断給付金をお支払いいたしました。 （※）がん責任開始日とは、がん診断給付金の保障を開始する日のことをいい、責任開始日（復活の場合は最後の復活の際の責任開始日）からその日を含めて91日目のことをいいます。
支払	腫瘍用薬治療給付金	がん責任開始日（※）以降に「乳癌」と初めて診断されたお客さまです。被保険者が約款に定める腫瘍用薬を処方されたため、腫瘍用薬治療給付金をお支払いいたしました。 （※）がん責任開始日とは、腫瘍用薬治療給付金の保障を開始する日のことをいい、責任開始日（復活の場合は最後の復活の際の責任開始日）からその日を含めて91日目のことをいいます。

事由	種類	事案概要
保険料 払込免除	3大疾病保険料払込免除	がん責任開始日（※）以後に「早期大腸癌」と初めて診断されたお客さまです。被保険者が保険料払込期間中に約款に定める保険料の払込免除の理由に該当したため、以後の保険料の払い込みが免除となりました。 （※）がん責任開始日とは、初めてがんと診断確定されたことによる保険料払込免除の保障を開始する日のことをいい、責任開始日（復活の場合は最後の復活の際の責任開始日）からその日を含めて91日目のことをいいます。
支払事由に 非該当	手術給付金	不慮の事故による「大腿骨骨折」に対し、「骨折観血的手術（大腿）」を受けられたお客さまです。責任開始日以降の手術施行ですが、事故発生日時が責任開始日よりも前であったため、約款に定める「責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とし、その傷害または疾病の治療を目的とする手術であること」に該当しないため、手術給付金をお支払いできませんでした。
告知義務違反 による解除	先進医療給付金	「肝臓癌」により先進医療を受けられたお客さまです。告知日前に病院を受診し、「肝臓癌」と説明を受けており、ご契約当時正しく告知をいただいております。そのため約款に基づき告知義務違反による解除となり、先進医療給付金をお支払いできませんでした。

3. 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

【平成30年度上半期「相談窓口」ご利用状況】

	合計		
	保険金	給付金	
利用件数	0件	0件	0件

※対象となるお客さま：保険金、給付金をお支払いできなかったお客さま

以上